

特定非営利活動法人フードバンク埼玉

さいたま市浦和区常盤6-4-21とさわ会館4階 ☎048-832-0115



地域に根差した支援が 食品ロス削減に 繋がります

特定非営利活動法人フードバンク埼玉は、埼玉県労働者福祉協議会のほか、埼玉県生活協同組合連合会や埼玉県農業協同組合中央会など、共助協働を進める団体が集まって構成されています。

フードバンク活動は、継続することが何よりも重要です。単独の団体では、資金や人員が確保できずに活動を継続することが難しくなる可能性があります。複数の団体が共同して運営することで、「持続性」を担保しています。

2011年の東日本大震災の際、県内に避難されてきた方への支援物資配布の取組をきっかけに、2016年にフードバンク埼玉運営協議会を立ち上げ、2017年にNPO法人化しました。



活動紹介

特定非営利活動法人フードバンク埼玉が行う「フードバンク」とは『食品銀行』を意味する社会福祉活動で、包装の破損や印字ミス、賞味期限が近い等といった理由から、品質には問題がないにも関わらず廃棄されてしまう食品・食材を、企業や個人から引き取り、必要としている福祉施設・団体等や生活困窮者へ無償で提供する活動です。フードバンクの活動は、単に食料を提供するだけでなく、自立へのサポートを展開するなど、食料支援を通じて人と人をつなぐのが私たちフードバンク埼玉の活動です。

集める

食品企業や流通企業などに余剰食品の提供を呼び掛けたり、家庭で余ってしまった食品を回収するフードドライブなどを通じて食品を集めています。

届ける

集めた食品を福祉施設などへ届ける支援を継続的に行っています。また、地域の支援団体や相談窓口などを通じて、対象者のニーズに合った食品を提供しています。

場をつくる

福祉制度を利用するだけでなく、就職困難者の就労に結び付けられるよう、支えあう仕組みづくりを進めています。

食品ロス削減のために

自治体の相談窓口との連携

生活困窮者自立支援法に基づいて市町村に設置された相談窓口と連携し、食品を必要とする方に確実に食品が届くようにネットワークを構築しています。

食品を必要とする方が抱える課題は、食品だけを提供すれば解決できるわけではありません。その方が必要とする支援につなげることが必要です。

フードバンク埼玉では、原則として市町村の相談窓口や市町村からの依頼のあった個人に食品を提供しており、個人から直接食品提供の依頼があった場合は、食品の提供だけで終わせず、自治体の相談窓口につながっています。

相談窓口



地域拠点の整備

フードバンク活動は、地域で実施されることが望ましい活動です。食品の回収や配布が地域で実施されることにより、常温保存の食品だけでなく、野菜などの生鮮食品も扱うことができます。活動の拠点となる倉庫の整備や活動を始めようとする団体の支援を通じて、地域拠点の整備を進めています。

商店街が空き店舗を活用して実施を検討しているもの、外国人支援を行っている団体がフードバンク活動を始めようとしているものなど、形態は様々ですが、今後、地域に根差したフードバンク活動を広げていきたいと考えています。



特定非営利活動法人フードバンク埼玉からのメッセージ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響と思われるかもしれませんが、食品を必要とする方が増える一方で、食品を寄贈する企業や個人の方も増えています。社会全体が新型コロナウイルスの影響を受ける中、人の役に立ちたいという気持ちを行動に移してくれる方が増えたのではないかと思います。

フードバンク活動は利益を生むものではありません。そのため、活動に必要な作業はボランティアにお願いすることが多くあります。例えば、寄贈された食品の確認と仕分けの作業や、食品を受け取りに行ったり施設などに届けたりする際のドライバーです。フードバンク活動に御協力いただける方の支援をお待ちしています。

また、フードバンクの活動を持続可能なものとするため、活動を若い世代に知ってもらうことの重要性も改めて感じています。SDGsを学び、社会課題への関心や解決への意欲が高い若い世代に向け、ウェブ配信などの手法を取り入れながら、活動の情報発信を考えています。フードバンク活動の担い手育成を目指し、まずは若い世代への情報発信を強化していきます。